主

原判決を破棄する。 本件を東京地方裁判所に差し戻す。

里由

上告代理人上野襄治の上告理由について

- 原判決が適法に確定した事実は次のとおりである。

1 訴外新興証券は、昭和四八年二月一四日上告人からの買付委託により本件株券を買付け、そのころ上告人に交付し、上告人は、同四九年四月八日頃新興証券に対し右株券の売付を委託し、これを受けて同訴外人は同日訴外三洋証券に対しこれを売付け交付した。

そして、三洋証券は本件株券の名義書換をしようとしたが、本件株券につき後記のように除権判決があつたため、名義書換ができなかつたので、新興証券は三洋証券に対し、また上告人は新興証券に対し、いずれも同年一〇月一五日頃本件株券に代えて他の同種の株券を譲渡交付した。

2 一方、被上告人は、本件株券につき盗難を理由として、昭和四八年一一月一五日東京簡易裁判所に公示催告を申立て、昭和四九年九月一二日その除権判決を得、これにもとづき新たに株券の発行を得た。

もつとも、この点については、除権判決前に除権判決申立人の喪失した株券を善意取得した者がある場合に限り、除権判決によつて善意取得者はその所持する株券が将来に向つて失効するのみならず、実質的権利をも失うとする説がある。 しかしながら、株券善意取得の制度は、権利の外観を信頼した者に権利を得させ

しかしながら、株券善意取得の制度は、権利の外観を信頼した者に権利を得させるという実体上の機能を有すると同時に、右株券によつて表章される権利を主張する者に、権利取得の経緯を逐一主張立証する煩を免れさせるという訴訟手続上の機能をも有しており、裁判所が株券の所持人が権利の承継取得者でないとしても善意取得者であるとの判断をなすことにより容易に権利の存在を認定できるのも、商法二二九条によつて株券に準用される小切手法二一条の善意取得の規定があるからにほかならないのであつて、裁判所が右各規定にもとづいてある者が株券によつて表章される権利を有すると認定する場合、その権利が最初の権利者から承継的に取得

以上のとおりで、いずれの点からみても、原判決は株券の除権判決の効力に関し、法令の解釈を誤つたものであり、その違法が判決の結論に影響を及ぼすものであることはいうまでもないから、本件上告は理由があり、原判決は破棄を免れない。そして本件については訴外三洋証券の権利取得に対する抗弁の有無、事実審口頭弁論終結時における本件株券の株価などの点につき更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すこととする。

よつて、民事訴訟法四〇七条一項に従い主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 安藤覚 裁判官 石川義夫 裁判官 清野寛甫)